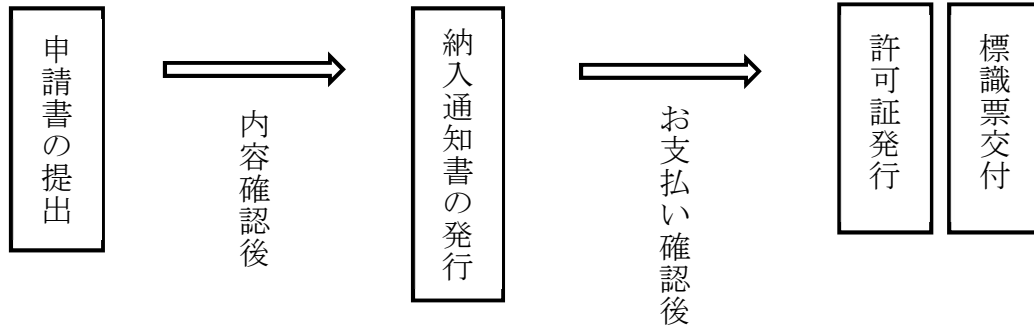


屋外広告物申請手続きについて

屋外広告物の表示・設置にあたっては、神奈川県屋外広告物条例に基づく許可が必要となり、地域によって大きさ等の制限があります。詳しくは、「神奈川県屋外広告物条例のあらまし」をご覧ください。なお、申請にあたっては、許可手数料が必要です。

* 申請手続きフロー *



※納入通知書は、郵送又は直接市役所に取りに来ていただくことになります。
 ※手数料お支払い後、支払いの控えの写しを持参又は郵送等にてご提出ください。

* 申請に必要な書類一覧* 詳細については、裏面をご確認ください。

	許可申請書	案内図	点検報告書、写真及び資格証等の写し	配置図	立面図	意匠図	委任状※1	土地利用承諾書※2	返信用封筒※3	特定屋外広告安全管理者の資格証の写し※4	工事施工者の屋外広告業登録通知書の写し※5	確認済証の写し※6	変更届※7	除却届※8
新規	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—
継続	○	○	○	○※9	○※9	○※9	○	○	○	○	○	—	○	○

- ※1 第三者が申請手続きを行う場合
- ※2 設置場所が自己所有地でない場合
- ※3 許可証の郵送をご希望される場合
- ※4 高さ4m以上の広告物を掲出する場合
- ※5 申請者が工事をする場合を除く
- ※6 提出が難しい場合は別途ご相談ください。
- ※7 前回申請時から、申請者等に変更がある場合
- ※8 前回申請時に許可を受けた広告物を除却(滅失)した場合
- ※9 前回申請時から、屋外広告物を追加で設置している場合

* 注意事項 *

- ・上記の申請書類一式をご用意いただき、持参もしくは郵送にて申請をしてください。
 申請書類一式は正副2部です。副本が不要な方は1部で構いません。
- ・日付等記入漏れにご注意ください。

担当:都市計画課 TEL:046-235-9391(直通)
 E-Mail:toshikeikaku@city.ebina.kanagawa.jp

1. 許可申請書
2. 案内図
3. 屋外広告物点検報告書、写真及び点検者の資格証の写し（継続申請のみ）

屋外広告物の物件ごとに提出してください。点検時の写真の添付が必要です。また、一定の広告物（壁面利用広告物、壁面突出広告物（袖看板）、広告板、広告塔、屋上広告物又は固定された広告幕）は、有資格者（屋外広告士や屋外広告物講習会修了者等）による点検が必要です。

※点検者の資格証等の写しを添付してください。

※点検時に補修を要する箇所があった場合には、屋外広告物補修結果報告書も提出してください。
4. 配置図 屋外広告物の設置位置を表示したもの
5. 立面図 建物高・広告物の設置位置（高さ）が確認できるもの
6. 意匠図 広告物の寸法、デザイン、形状、構造及び材質が確認できるもの
7. 委任状 第三者が申請手続きを行う場合に提出してください。
8. 土地利用承諾書の写し
設置場所が自己所有地でない場合に提出してください。
9. 返信用封筒
許可証の郵送をご希望される場合は、同封してください。
※角型2号サイズの封筒で、郵便切手（100gまでなら140円）を貼ったもの
10. 特定屋外広告物安全管理者の資格証等の写し
高さが4mを超える広告塔・屋上広告物を掲出する場合は、申請書の該当欄を記入のうえ、「特定屋外広告物安全管理者」の資格を証明するもの（屋外広告士資格証又は講習会修了証等）を提出してください。
11. 確認済証の写し（新規申請のみ） ※提出が難しい場合はご相談ください。
12. 工事施行者の屋外広告業登録通知書の写し
屋外広告業を営む方は、神奈川県への登録が必要です。なお、申請者が工事を行う場合は不要です。
13. 変更届（継続申請のみ）

前回申請と変更があった場合は、変更日を記入して提出してください。

 - ① 設置者、管理者及び特定屋外広告物安全管理者に変更があった場合
「屋外広告物設置者等変更届（第2号様式）」を提出してください。
 - ② 設置者、管理者及び特定屋外広告物安全管理者の住所、氏名、資格に変更があった場合
「屋外広告物設置者等住所、氏名等変更届（第3号様式）」を提出してください。
14. 除却届（継続申請のみ）

前回申請時に許可を受けた広告物を除却（滅失）した場合は、除却（滅失）後の写真を添付して提出してください。